

大豆共済



加入資格は…

大豆を5a以上栽培している生産者（作付けする全ての耕地を加入して下さい）

※ ただし、連作および捨て作り的な耕地については加入できません。

また、枝豆等の未成熟で収穫される場合も加入できません。

補償期間は…

発芽期から収穫するまでです。

※ 通常の圃場乾燥期間後に圃場より搬出するまでです。



※ 梅雨時期の湿潤害等で発芽不良等があった場合には、播種可能期間であれば再播種をお願いします。

対象となる災害は…



自然災害、鳥獣害、病虫害、火災による大豆の減収を補償

※ 通常すべき管理や防除を怠ったときは、支払い対象となりません。

神奈川県農業共済組合

本所 伊勢原市上粕屋43-2
TEL0463-94-3211

北部出張所 相模原市緑区中野1681-1
TEL042-784-8500

加入方式は…

以下の加入方式からお選びいただけます。

一番のおすすめです!!

● 全相殺方式

生産者ごとに、最大9割補償

※ ほぼ全量をJA等に出荷し、収量を伝票等で把握できる(直近3か年分以上)生産者

(出荷先から、収量データの提供をいただきます)

または

確定申告時の決算資料(帳簿)により、収量を把握できる(直近3か年分以上)生産者が対象

(加入者から、決算資料の提供をいただきます)

農業者ごとに、対象となる災害が発生し、収穫量が9割を下回った場合に共済金をお支払いします。

(8割、7割を選択することもできます)

【10a当たりの目安】

・補償金額は … およそ 4,000 円

・掛金は … およそ 300 円

● 半相殺方式

生産者ごとに、最大8割補償

農業者ごとに、対象となる災害が発生し、収穫量が8割を下回った場合に共済金をお支払いします。

(7割、6割を選択することもできます)

【10a当たりの目安】

・補償金額は … およそ 6,000 円

・掛金は … およそ 300 円

● 地域インテックス方式

生産者ごとに、最大9割補償

※ 市町村単位の統計データに基づくため、一部エリアで被害の大きい耕地が発生しても

市町村の単位としては軽微な減収と算定される場合もあり、実際の耕地の被害割合に応じた共済金のお支払いとならない場合が想定されます。

農業者ごとに、対象となる災害が発生し、統計データによる収穫量が9割を下回った場合に共済金をお支払いします。

(8割、7割を選択することもできます)

【10a当たりの目安】

・補償金額は … およそ 4,000 円

・掛金は … およそ 200 円

補償金額、掛金は、交付金交付対象者、補償割合の選択、過去の出荷量、過去の被害率、耕地の市町村等により異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

対象となる災害が発生した場合は、必ず組合まで連絡をお願いいたします。
連絡が無い場合(被害の確認が出来ない場合)は、支払い対象となりません。